(下線部分は改正部分)

	「「水中ガな以上中ガ)
改正後	改正前
集成材についての検査方法	<u>集成材についての検査方法</u>
<u>1</u> 適用範囲	1 この検査方法は、集成材の検査について適用する。
この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項及び同法 第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う集成材についての検査方 法を規定する。	(新設)
<u>2</u> 引用規格	(新設)
次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 1152-1 集成材一第1部:一般要求事項 JAS 1152-2 集成材一第2部:試験方法	
<u>3</u> <u>用語及び定義</u>	(新設)
この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。	
3.1 試料集成材	(新設)
箇条4のa)に係る理化学検査及び外面検査に供する集成材	
<u>3.2</u> <u>試料ラミナ</u>	(新設)
箇条4のa)に係る理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナ	
<u>4</u> <u>検査の種類</u>	(新設)
検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。	

a) 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査(浸せき剝離試験,煮沸剝離試験,減圧加圧剝離試験,ブロックせん断試験,含水率試験,表面割れに対する抵抗性試験,化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験,曲げA試験,曲げB試験,曲げC試験,引張り試験,ホルムアルデヒド放散量試験,寸法の測定試験,浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。)及び外面検査(検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。)とする。
- 2) 理化学検査は、抽出して行う。
- **3)** 外面検査は<u>,抽出して</u>行う。ただし<u>,抽出</u>して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には,各個に行ってもよい。

(削る。)

(削る。)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は<u>, 箇条 5</u>に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条6**に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 造作用集成材, 化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

<u>a)</u> 理化学検査

製造条件が同一と認められ<u>,かつ</u>,同一の等級に格付しようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

<u>b)</u> 外面検査

a)の検査荷口から<u>表 1</u>の左欄に掲げる<u>数に応じた同表の</u>右欄に掲げる数の試料集成材を<u>無作為に</u>抽出する。

表 1-造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

(新設)

- 2 検査を分けて理化学検査(浸せき剝離試験、煮沸剝離試験、減圧加圧剝離試験、ブロックせん断 試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げ A 試験、 曲げ B 試験、曲げ C 試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験 に係る検査をいう。以下同じ。)及び外面検査(検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同 じ。)とする。
- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 この検査方法において「試料集成材」とは、理化学検査及び外面検査に供する集成材をいう。
- 6 この検査方法において「試料ラミナ」とは、理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナをいう。
- <u>7</u> 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、8から11までに定めるところによる。

(新設)

(新設)

8 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

a 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、集成材の日本農林規格(平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号。以下「規格」という。)別記の1の表 37、表 38 及び表 41 に準ずる。

(4) 外面検査

(ブ)の検査<u>の</u>荷口から無<u>作為に、表1</u>の左欄に掲げる<u>検査荷口の大きさの区分に従い、それぞ</u>れ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表 1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ	試料集成材の数
500 以下	<u>50</u>
<u>501 以上</u> <u>1 200 以下</u>	<u>80</u>
<u>1 201 以上</u> <u>3 200 以下</u>	<u>125</u>
3 201 以上	<u>200</u>

5.1.1.2 構造用集成材

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ<u>、かつ</u>、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする 20 日 分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし<u>、その</u>抽出の割合及び方法は<u>,JAS 1152-1 の B.1</u> による。

2) 1)以外の場合

- **2.1)** 製造条件が同一と認められ<u>, かつ</u>, 同一の等級及び種類に格付しようとする <u>20 日分を限度とする期間内の</u>製造荷口を検査荷口とし<u>, その</u>抽出の割合及び方法は<u>, JAS 1152-1 の B.1</u> による。
- **2.2)** モデル試験体による曲げ A 試験に供するモデル試験体の作製は, JAS 1152-1 の B.1 による。

<u>b)</u> 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

a) 1)の検査荷口から<u>,表2</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>,それぞれ</u>右欄に掲げる数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表 2-ラミナの抽出数

<u>単位</u> 本

検査荷口	の大きさ	試料ラミナの数
	50 以下	<u>8</u>
<u>51 以上</u>	90 以下	<u>13</u>
<u>91 以上</u>	150 以下	<u>20</u>
<u>151 以上</u>	280 以下	<u>32</u>
<u>281 以上</u>	<u>500 以下</u>	<u>50</u>
<u>501 以上</u>	1 200 以下	<u>80</u>
1 201 以上	3 200 以下	<u>125</u>
3 201 以上		<u>200</u>

検査荷口	1の大きさ	試料集成材の数
	500 本以下	<u>50 本</u>
501 本以上	1,200 本以下	80 本
<u>1,201 本以上</u>	3,200 本以下	125 本
<u>3,201 本以上</u>		200 本

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

<u>a</u> ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようする 20 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表40 に準ずる。

b a に掲げる場合以外の場合

- (a) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする 20 日分以内 の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の表 38 及び表 41 に 準ずる。
- (b) モデル試験体による<u>曲げA試験</u>に供するモデル試験体の<u>作成</u>は<u>、規格別記の1の表39に</u> <u>準ずる</u>。

<u>(イ)</u> 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

<u>(ア)のa</u>の検査荷口から無作為に、表2の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを抽出する。

表2 ラミナの抽出数

検査荷	口の大きさ	試料ラミナの数
	50 本以下	8 本
<u>51 本以上</u>	90 本以下	<u>13 本</u>
91 本以上	150 本以下	<u>20 本</u>
151 本以上	280 本以下	32 本
281 本以上	500 本以下	<u>50 本</u>
501 本以上	1,200 本以下	80 本
<u>1,201 本以上</u>	3,200 本以下	<u>125 本</u>
<u>3,201 本以上</u>		200 本

2) 1)以外の場合

<u>a) 2)</u>の検査荷口から<u>,表3</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>, それぞれ</u>右欄に掲げる数の試料集成材を無作為に抽出する。

表 3-構造用集成材の抽出数

単位 本

検査荷口	の大きさ	試料集成材の数
	<u>50 以下</u>	<u>8</u>
<u>51 以上</u>	90 以下	<u>13</u>
<u>91 以上</u>	150以下	<u>20</u>
<u>151 以上</u>	280 以下	<u>32</u>
281 以上	500以下	<u>50</u>
<u>501 以上</u>		<u>80</u>

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用集成材, 化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

JAS 1152-2 によって試験を行い, その結果, JAS 1152-1 の B.2 によって合格又は不合格を判定する。

<u>b)</u> 外面検査

5.1.1.1 b)の規定によって抽出した各試料集成材<u>について JAS 1152-2</u> に基づいてその外面検査を行い<u>、その</u>結果<u>、格付</u>しようとする等級の基準に達したものを合格品とし<u>、その</u>合格品の数が<u>、表</u>4の 左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い<u>、それぞれ</u>右欄に掲げる合格とする数以上であるときは<u>、その</u>検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

表 4-造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
<u>50</u>	<u>43</u>
<u>80</u>	<u>70</u>
<u>125</u>	<u>111</u>
<u>200</u>	<u>178</u>

5.1.2.2 構造用集成材

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

<u>JAS 1152-2 によって</u>試験を行い<u>, その</u>結果<u>, JAS 1152-1 の B.2 によって</u>合格又は不合格を<u>判定す</u>る。

b a に掲げる場合以外の場合

<u>(7)のb</u>の検査荷口から<u>無作為に、表3</u>の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い<u>、</u>それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を抽出する。

表3 構造用集成材の抽出数 (a に掲げる場合以外の場合)

検査荷口	の大きさ	試料集成材の数
	<u>50 本以下</u>	<u>8 本</u>
51 本以上	<u>90 本以下</u>	<u>13 本</u>
91 本以上	150 本以下	<u>20 本</u>
151 本以上	280 本以下	32 本
281 本以上	500 本以下	<u>50 本</u>
501 本以上		80 本

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

(1) 外面検査

(1)のアの(イ)の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の集成材をその等級に格付する。

表 4 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

試料集成材の数	合格とする数
50 本	<u>43 本</u>
80 本	<u>70 本</u>
125 本	<u>111 本</u>
200 本	178 本

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

規格別記の3の(7)のイ及びウ並びに(8)に準じて試験を行い、その結果、規格第5条に準 じて当該検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

2) 1)以外の場合

<u>JAS 1152-2 によって</u>試験を行い<u>、その</u>結果<u>,JAS 1152-1 の B.2 によって</u>合格又は不合格を<u>判定す</u>る。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b) 1)の規定によって抽出した試料ラミナについて JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表5の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口のラミナをその等級に合格とする。

表 5-ラミナの外面検査の合格とする数

単位 本

試料ラミナの数	<u>合格</u> とする数
<u>8</u>	<u>7</u>
<u>13</u>	<u>11</u>
<u>20</u>	<u>17</u>
<u>32</u>	<u>27</u>
<u>50</u>	<u>43</u>
<u>80</u>	<u>70</u>
<u>125</u>	<u>111</u>
<u>200</u>	<u>179</u>

2) 1)以外の場合

<u>5.1.1.2 b) 2)</u>によって抽出した各試料集成材<u>について JAS 1152-2</u> に基づいてその外面検査を行い<u></u> その結果<u>,集成材の</u>等級及び種類の基準に達したものを合格品とし<u>,その</u>合格品の数が<u>,表6</u>の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い<u>,それぞれ</u>右欄に掲げる合格とする数以上であるときは<u>,</u>当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

表 6-構造用集成材の外面検査の合格とする数

b aに掲げる場合以外の場合

規格別記の3の(1)から(5)まで、(7)のア及び(9)から(11)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(5)まで及び(10)にあっては規格別記の2に、(7)のア、(9)及び(11)にあっては規格第5条に準じて当該検査荷口の構造用集成材の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

表 5 構造用集成材の外面検査の合格とする数

試料ラミナの数	<u>適合</u> とする数
8 <u>本</u>	<u>7 本</u>
13 本	<u>11 本</u>
20 本	<u>17 本</u>
32 本	<u>27 本</u>
<u>50 本</u>	<u>43 本</u>
80 本	<u>70 本</u>
<u>125 本</u>	<u>111 本</u>
200 本	<u>179 本</u>

b aに掲げる場合以外の場合

(1)のイの(1)の b の試料集成材の単位体ごとに規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表6の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

表 6 構造用集成材の外面検査 (aに掲げる場合以外の場合)の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
<u>8</u>	<u>7</u>
<u>13</u>	<u>11</u>
<u>20</u>	<u>17</u>
<u>32</u>	<u>27</u>
<u>50</u>	<u>43</u>
80	70

5.2 第2種検査方法への移行

5.1 に定めるところにより検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口の<u>集成材</u>が連続して<u>5回</u>合格に格付されたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ</u>以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3 に定めるところによる。

5.3 第 2 種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 造作用集成材, 化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

5.1.1.1 a) の規定を準用する。この場合において, 5.1.1.1 a) 中 "製造条件" とあるのは "5.2 の規定によって検査が 5.3 に定めるところによることとなった集成材で製造条件"と, "20 日分"とあるのは "50 日分"と読み替える。

b) 外面検査

a)の検査荷口から 50 本の試料集成材を無作為に抽出する。

5.3.1.2 構造用集成材

a) 理化学検査

5.1.1.2 a) の規定を準用する。この場合において, 5.1.1.2 a) 1)中 "製造条件" とあるのは "5.2 の規定によって検査が 5.3 に定めるところによることとなったラミナで製造条件"と, "20 日分"とあるのは "50 日分"と, 5.1.1.2 a) 2)中 "製造条件"とあるのは "5.2 の規定によって検査が 5.3 に定めるところによることとなった集成材で製造条件"と, "20 日分"とあるのは "50 日分"と, 読み替える。

<u>b)</u> 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b)の規定を準用する。この場合において、**5.1.1.2 b)**の表 2 は、表 7 のように読み替える。

試料集成材の数	合格とする数
8本	<u>7 本</u>
<u>13 本</u>	<u>11 本</u>
20 本	<u>17 本</u>
32 本	<u>27 本</u>
<u>50 本</u>	43 本
80 本	70 本

9 第2種検査方法への移行

<u>8に</u>定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成 材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材が連続して<u>5回</u>合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、10に定めるところによる。

10 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

8の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が 10 に定めるところによることとなった集成材で「製造条件」と、「20 日分」とあるのは「50 日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、50本の試料集成材を抽出する。

イ 構造用集成材

(ア) 理化学検査

8の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)の a 中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が 10 に定めるところによることとなったラミナで製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と、同(7)の b 中「製造条件」とあるのは「9の規定により検査が 10 に定めるところによることとなった構造用集成材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

<u>8の(1)のイの(4)の a</u>の規定を準用する。この場合において<u>、同 a の表 2</u> は<u>、次</u>のように 読み替えるものとする。

表 7-ラミナの抽出数

単位 本

検査荷口	1の大きさ	試料ラミナの数
	150 以下	<u>13</u>
<u>151 以上</u>	280 以下	<u>20</u>
<u>281 以上</u>	<u>500 以下</u>	<u>32</u>
<u>501 以上</u>	1 200 以下	<u>50</u>
1 201 以上		<u>80</u>

2) 1)以外の場合

a)の検査荷口から8本の試料集成材を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

5.1.2.1 a)の規定を準用する。

<u>b)</u> 外面検査

<u>5.3.1.1 b</u>)の規定によって抽出した各試料集成材について <u>JAS 1152-2</u> に基づいてその外面検査を行い<u>、その</u>結果<u>,集成材</u>の等級の基準に達したものを合格品とし<u>,その</u>合格品の数が <u>40</u>本以上であるときは,その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

5.3.2.2 構造用集成材

<u>a)</u> 理化学検査

5.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.2.2 b) 1)の規定を準用する。この場合において、**5.1.2.2 b)**の表**5**は、表**8**のように読み替える。

表 8-ラミナの外面検査の合格とする数

<u>単位</u> 本

試料ラミナの数	<u>合格</u> とする数
<u>13</u>	<u>10</u>
<u>20</u>	<u>15</u>
<u>32</u>	<u>25</u>
<u>50</u>	<u>40</u>
<u>80</u>	<u>66</u>

2) 1)以外の場合

検査荷口	の大きさ	試料ラミナの数
	150 本以下	13 本
<u>151 本以上</u>	280 本以下	20 本
<u>281 本以上</u>	<u>500 本以下</u>	32 本
<u>501 本以上</u>	1,200 本以下	<u>50 本</u>
<u>1,201 本以上</u>		80 本

b aに掲げる場合以外の場合

(ア)のbの検査荷口から無作為に、8本の試料集成材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

(7) 理化学検査

<u>8の(2)のイの(7)</u>の規定を準用する。

(1) 外面検査

(1)のアの(1)の試料集成材<u>の単位体ごとに規格</u>に基づいてその外面検査を行い<u>、その</u>結果<u>、格</u>付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし<u>、その</u>合格品の数が <u>40</u>本以上であるときは<u>、当該</u>検査荷口の集成材をその等級に格付する。

イ 構造用集成材

(7) 理化学検査

8の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

a ラミナの品質に係る検査の場合

<u>8の(2)のイの(4)のa</u>の規定を準用する。この場合において<u>、表5</u>は<u>、次</u>のように読み替えるものとする。

試料ラミナの数	<u>適合</u> とする数
13 本 20 本 32 本 50 本 80 本	10 本 15 本 25 本 40 本 66 本
20 本	<u>15 本</u>
32 本	25 本
50 本	<u>40 本</u>
80 本	<u>66 本</u>

b a に掲げる場合以外の場合

5.3.1.2 b) 2)の規定によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 本以上であるときは、その検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

5.4 第1種検査方法への移行

<u>5.3</u>に定めるところによって検査を行った結果<u>,その</u>検査荷口の<u>集成材がその等級</u>及び種別に合格とされない場合が生じたときは<u>,その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>,それ</u>以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は**,5.1**に定めるところによる。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として1日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程 [集成材についての取扱業者の認証の技術的基準(令和5年7月31日農林水産省告示第900号)の4.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。]に定めるところによる。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格とする。

(1)のイの(イ)の b の 試料集成材<u>の単位体ごとに規格</u>に基づいてその外面検査を行い<u>、その</u>結果、格付しようとする等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 本以上であるときは、当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に格付する。

11 第1種検査方法への移行

10に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱又は構造用集成材がその格付しようとする等級及び種類に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、8に定めるところによるものとする。

(新設)